



住宅を新築・増改築・改修・取得する 子育て家庭等に補助します

【対象者】

- ◆以下の要件をすべて満たしていること
 - 町内に住所がある方。(整備完了後、6ヶ月以内に転入出来る方)
 - 中学生以下の児童を養育している世帯の方、または妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。
 - 町税等の滞納のない世帯の方。
 - 住宅整備後、町内に3年以上居住する方。

【対象事業】

- 新築の場合 工事費1,000万円以上のもの。
- 増改築・改修・住宅取得の場合 工事費又は取得費500万円以上のもの。
 - <増改築>住宅の床面積を増やすこと又は住宅を壊し、位置、用途、規模、構造及び階数が著しく異なる建物を造ること。
 - <改修>既存の構造は変えずに、居室の内装、設備等を修理し、又は改良すること。
- ※ 他の補助金制度と併用できません。ただし、他の補助金制度（住宅用太陽光発電システム・高効率給湯設備（エコキュート等）・合併浄化槽・薪ストーブ）の対象外となる工事は、補助対象となります。
- ※ この要綱に基づく補助金の交付は一度限りです。

【補助額】

対象事業費の10%の額（千円未満は切り捨て）

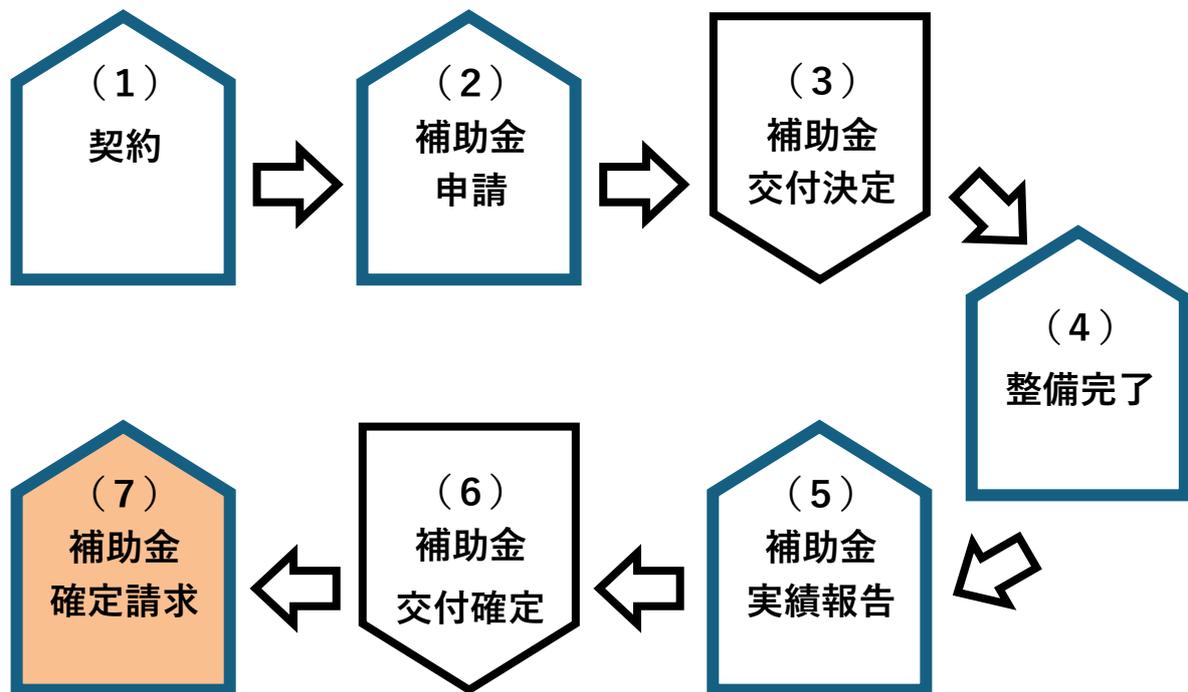
区分	対象要件	補助限度額
住宅の新築	施工業者の所在地を問わない	100万円
住宅の増改築・改修	町内施工業者	100万円
	町外施工業者	補助対象事業費の6%。ただし、補助対象事業費が1,000万円以上の場合は60万円
	町外施工業者(下請けに町内施工業者を入れた場合)	100万円
住宅の取得	契約相手の所在地を問わない	100万円

【申請手続き】

契約をしてから完了までの間に補助金申請を済ませてください。



補助金申請・交付の流れ



【補助金申請に必要なもの】

- ① 補助金申請書
- ② 契約書
- ③ 図面
- ④ 子育て家庭を証明するもの(母子手帳・町外の方は世帯全員の住民票等)
- ⑤ 婚姻日を証明するもの(戸籍謄本等)
- ⑥ 下請工事施工証明書 ※ 町外の方は完納証明書(夫婦ともに)

【補助金実績報告に必要なもの】

- ① 実績報告書
- ② 領収書
- ③ 完成写真

【補助金の受給について】

○ 確定交付・・・補助金交付の額の確定後、請求により交付します。

※ 補助金請求書提出後、約1ヶ月以内に振り込みます。

(概算交付) 交付決定後～整備完了前(建築費等支払前)に補助金を受けたい場合は、事前にご相談ください。必要とする理由を記載した概算払請求書の提出や、進捗確認のための写真等を提出していただくことがあります。

問い合わせ先

みなかみ町役場 子育て健康課 TEL: 0278-25-5009 (直通)